

## 登別市身体障害者相談員設置要綱

### (設置)

第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3の規定に基づき、身体に障害のある者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体に障害のある者に関する援護思想の普及等身体に障害のある者の福祉の増進に資することを目的として、身体障害者相談員（以下「相談員」という。）を置く。

### (委嘱)

第2条 市長は、人格識見が高く、社会的信望があり、身体に障害のある者の福祉の増進に熱意を有し、奉仕的活動ができ、かつ、地域の実情に精通している者であつて、原則として身体障害者のうちから適当と認められる者を相談員として委嘱するものとする。

2 市長は、前項の規定により委嘱をする場合は、委嘱状及び証票（別記様式第1号）を交付する。

### (業務委託)

第3条 相談員には、次に掲げる業務を委託する。

- (1) 身体障害者地域活動の中核体となり、その活動の推進を図ること。
- (2) 身体に障害のある者の更生援護に関する相談に応じ必要な指導を行うこと。
- (3) 身体に障害のある者の更生援護につき、関係機関の業務に協力すること。
- (4) 身体に障害のある者に対する国民の認識を深めるため、関係機関等との連携を図って援護思想の普及に努めること。
- (5) その他前各号に附帯する業務を行うこと。

### (関係機関との連携)

第4条 相談員は、その業務を行うに当たって、登別市、登別市福祉事務所、民生委員等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

### (委嘱期間)

第5条 相談員の委嘱期間は、2年とする。ただし、補欠の相談員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

### (業務委託の解除)

第6条 市長は、相談員が次のいずれかに該当する場合は、当該相談員に対する業務委託を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合
- (3) 相談員にふさわしくない非行のあった場合

### (報償費等)

第7条 市長は、相談員に報償費等を支給するものとする。

### (守秘義務等)

第8条 相談員は、その業務を行うに当たって、身体障害者の人格を尊重し、その身上及び家族に関する秘密を守らなければならない。

2 相談員は、その業務を行うに当たって、第2条第2項の証票を携行しなければならない。

3 市長は、相談員に年1回以上の研修を受けさせるものとする。

4 相談員は、その業務を行うために必要なケース記録その他の台帳等を整備しなければならない。

5 相談員は、その活動状況を身体障害者相談員活動状況報告書（別記様式第2号）により、翌年度4月末日までに市長に提出しなければならない。

（補足）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

証票

第	号
証	
住所 氏名	( 年 月 日生)
上記の者は身体障害者相談員であることを証明します。	
年 月 日	
登別市長 印	
委嘱期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	

縦9センチメートル×横6センチメートル

身体障害者相談員活動状況報告書

相談員氏名 \_\_\_\_\_

相談指導 事項  児童 成人別	相談指導内容別件数																			
	取 扱 実 人 員	補装具相談				医療相談				更生援護相談				その他の相談				合 計		
		補 装 具 交 付	補 装 具 修 理	そ の 他	計	更 生 医 療	育 成 医 療	一 般 医 療	計	施 設 入 所	福 祉 年 金	就 職	資 金 の 貸 付	計	手 帳 交 付	税 金	住 宅 入 居		J R 運 賃 割 引	そ の 他
18歳未満																				
18歳以上																				
計																				
備考																				

- (注) 1 1日のうち、同じ人に対して2欄以上の問題を取り扱った場合は、それぞれの欄に記入すること。  
 2 同じ月のうち、同じ人に対して数回にわたって相談等を行った場合は、その回数全部を記入すること。